

生物多様性問題と NGO —— 企業と NGO の協働へ向けて

長坂 寿久 *Nagasaka Toshihisa*

拓殖大学国際学部 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

地球温暖化が急速に進んでおり、生物多様性が危機に瀕している。「生物多様性条約」(1992年採択)は生物多様性問題の目標年として「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」としている。日本政府は2010年に「第10回生物多様性条約締約国会議」を名古屋で開催しよう招聘している。また、政府は現在(2007年度)、第3次生物多様性国家戦略の策定を進めている。

本稿は、地球環境問題の中で生物多様性の観点から、世界の主要 NGO がどのような活動を行なっているかを紹介する。地球環境問題について、NGO はいつも先端的に問題・課題を指摘し、いち早く取り組んできている。NGO はいつも地球の、そして人々の生活世界のニーズの最先端におり、活動している。政府・企業とも、NGO (市民社会団体) の活動を知ること、そして NGO と協働することが、ますます重要な意味をもつようになってきている。

本稿では、国際 NGO のうち 3 NGO (グリーンピース、WWF、FoE) の活動を中心に紹介しているが、これら NGO の環境問題への取り組みは実に多様・多岐にわたっている。本稿ではその中から、とくに「企業と NGO の協働」による取り組みを目指す活動を中心に紹介する。企業と NGO との

協働による取組みが、すでに実に多く存在し、進展していることを紹介するのが本稿の目的でもある。

はじめに——地球温暖化と生物多様性

(1) 加速する地球温暖化

2007年夏を経て、地球温暖化の危機ラインの目安としての2度C上昇への「ポイント・オブ・ノーリターン」(二酸化炭素の排出をストップしても平均気温は上昇し続けて2度Cを突破してしまう、後戻りできない時点)を突破してしまったという予測が目立つようになった。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が出した2007年の第4次報告書は「地球システムの温暖化には疑う余地がない。20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因であった可能性が高い(90~95%の確かさ)」と指摘し、2度C以上上昇の必然性を断定することになった。注1

こうした状況変化を背景に、2007年6月のドイツ・ハイリゲンダム・

サミット(G8)では、総括文書に「2009年までに国連(気候変動枠組条約交渉)の場で京都議定書に次ぐ次期(2013年以降)枠組を決定していく」と2007年12月から始まる京都議定書後の交渉開始をオーソライズし、「2050年までに地球規模での温室効果ガスの排出を少なくとも半減させることを真剣に検討する」という言葉が盛り込まれた。

次いで、9月のシドニーでのAPEC(アジア太平洋経済協力会議)の首脳会議では、省エネルギーの推進や森林面積の拡大といった地球温暖化対策で数値目標を盛り込んだ特別声明「シドニー宣言」を採択した。省エネの目安となる「エネルギー利用効率」をAPEC域内で2030年までに05年比25%以上改善する、域内の森林面積を2020年までに2000万ヘクタール(本州の面積に匹敵)増やす、といった数値目標が含まれている。

京都議定書に参加していない米国、オーストラリア、中国、それに途上

国も含む、世界の温室効果ガスの約 60%を排出する APEC 参加 21 カ国・地域が数値目標で一致したことでは確かに意義ある前進のように見える。しかし、いずれも具体的交渉はこれからである。

地球の平均気温上昇が「2 度 C を突破すると地球上にはさまざまな破局的現象が生ずる」と予測されている。こうした中で、海洋研究開発機構と宇宙航空研究所開発機構は、2007 年夏の 9 月 10 日には、衛星で観測した北極海氷面積が 436 万平方キロメートルと史上最小となり、さらに記録を更新中で、これがグリーンランド氷床やツンドラの融解を加速している、と報告した。北極海氷は太陽光線を反射するため地球気候システムの“冷却板”の役割を果たしているため、この急速な融解は本当にただごとではないと専門家は指摘している。

地球温暖化の暴走(ランナウェイ)が引き起こされる引き金となるのが気温上昇 2~3 度 C で、これは 21 世紀末と考えられていたが、2050 年頃となる可能性が指摘され、2028 年と予測され、今年 (07) 夏には、2 度 C

突破の確率は 2016 年に 50%を超えるという予測が出ている。注 2

2 度 C 突破を抑制するには、2012 年までに全世界の温室効果ガス排出量を減少に転じさせないといけない、あるいは今から 2 度 C 以内に抑えるのは不可能である、といった警告が多く出されるようになった。そして、「2050 年までに温室効果ガスの削減目標は 80%が当然」と指摘されるようになっている。注 2

地球気温上昇が 2 度 C に達すると、「海面上昇とサイクロンで 1200~2600 万人が移動、10~28 億人が水ストレスを受ける、珊瑚礁の 97%が死滅する。グローバルな穀物生産が低下し、食料価格が増大、1200 万~2 億人が飢餓リスクに晒される。そして、多くの生物が死滅の影響を受ける」という。

地球温暖化問題について、来年の洞爺湖サミットの位置づけは実に大きなものとなっている。G8 の役割は、主要国の国益の調整の場としてではなく、「地球益」を確認し、対応にリーダーシップをとるための調整の場となるならば、G8 はその正当性を保持しうるといえよう。G8 がその役割

をこうした地球統治（グローバル・ガバナンス）としての役割に転換する可能性をもちうるかどうかという点においても、来年の洞爺湖サミットの歴史的意味は大きいと思われる。

（２）生物多様性問題

地球温暖化や環境破壊によって、生物多様性は急減していると指摘されている。全世界で１年間に４万の生物種が消えているといわれる。地球上の生物種は確認されているだけで約１８０万という。すでにそのうち８００が絶滅し、さらに１万以上が危機にある。未発見の生物も含めると、地球上の種の数は１,０００～３,０００万種と推測されている。

世界自然保護基金（WWF）は、世界で絶滅の恐れが最も高い１０の野生生物を公表している。熱帯雨林の伐採で縮小するボルネオ島のオランウータンや密猟が絶えないケニアのゾウ、漁業の影響に見舞われているサンゴ等々があげられている。

「生物多様性条約」は、１９９２年のリオデジャネイロでの地球サミットの時に、地球温暖化問題に関する「気候変動枠組条約」と共に、生物全般

の保全に関する包括的な枠組条約として採択され、署名が開始された。日本政府は、翌１９９３年に条約を締結している（米国ははまだ締結していない）。

条約の目的は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝子資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分である。③は途上国の主張によって挿入されたもので、途上国の熱帯雨林などから癌や HIV/エイズ治療薬など、多くの先端医療薬が発見され、かつ発見の可能性があり、米国など先進国が研究競争を行っている。それらはすでにこれら途上国の先住民にとっては数千年にわたり治療薬として活用されてきたものも多い。

先進国側は熱帯雨林に入り込んで採した遺伝子資源に特許をかけ、先住民の人々の利用さえ規制してしまい莫大な利益を享受する。そうしたことに歯止めをかけるため途上国側の主張によって挿入されたものである。このため、遺伝子資源利用先進国の米国は自国のバイオ産業に影響があるとして条約に参加していないのである。

IPCC は 2007 年 4 月、温暖化によって最大 30% の種に絶滅の危機が高まっていると報告している。地球上に生物が誕生したのは 40 億年程前とされている。以後 5 回にわたる「大量絶滅時代」があり、現在は第 6 の大量絶滅時代に直面していると言われている。

これまでの絶滅期は隕石の衝突、火山の爆発など自然の影響による生態系の変化によるものであったが、第 6 の絶滅時代は、地球温暖化問題がそうであるように、人間活動が原因となっているものであり、しかも絶滅の速度が加速的になっているのである。

生物の多様性は、「生態系の多様性」、「種（種間）の多様性」、「種の遺伝子の多様性」の 3 つの多様性として定義されている。これを脅かす危機として、第 1 に人間が自然に与えている温暖化などのインパクト、第 2 に里地里山の危機、第 3 に外来種など（外来生物や環境ホルモンなどの化学物質を持ち込むことによる生態系の攪乱）である。

条約では、2010 年を目標年と定め、「2010 年までに生物多様性の損失

速度を顕著に減少させる」ことを 2002 年の COP6 で採択している。日本政府は、条約規定に基づき 1996 年に生物多様性国家戦略を策定し、さらに 2002 年に第 2 次戦略を策定した。そして現在（2007 年）第 3 次戦略の策定を進めている。

日本政府は、2010 年に、「第 10 回生物多様性条約締約国会議」を招聘、名古屋で開催が予定されている。また、国連は 2010 年を「国際生物多様性年」にする動きもある。

生物多様性条約の事務局が設立されており、「地球規模生物多様性アウトLOOK」（GBO/Global Biodiversity Outlook）を発表している。15 の指標により、生物多様性を定性的に悪化しているか改善しているかを判断評価したものである。

また、この条約を実質的に支えてきた機関として「国際自然保護連合」（IUCN）がある。同機関は様々な研究報告を行っているが、1997 年に「企業のための生物多様性」を発行している。企業の参画については 2007 年 3 月の締約国会議で「民間部門の参画」として決議されている。

(3) 生物多様性に取り組む国際 NGO

生物多様性問題への取組みは、地球温暖化問題を含むすべての環境問題への取組みと繋がっている。NGOの活動としては、国際的には、気候変動問題に関する NGO の国際ネットワークである CAN (気候行動ネットワーク=Climate Action Network) がよく知られている。1997年の京都議定書の数値目標設定に大きな影響力を与えたことでも有名である。また、各国・各地域にはそれぞれ独自のかつ多岐にわたる環境を護るための NGO 活動が展開されている。

本稿では、これら世界の NGO の中で、主に以下の 3 つの国際 NGO の活動を中心に紹介することとする。

① グリーンピース・インターナショナル

グリーンピースは、ベトナム戦争当時の 1971 年、米国の核実験への抗議運動がきっかけで誕生した。そこで何が行われているか (何が起きているか) の現場の証人となり、同時に抗議の意を示す、当時としては驚くべきアイデアと行動である「非暴力現場主義」を理念として設

立された。以来、地球温暖化、酸性雨や有害物質、遺伝子組み換え、海洋生態系、森林、有害物質、核・原子力等々、地球規模の環境問題と平和問題に取り組む、世界でも代表的な環境保護団体のひとつとなっている (本部はオランダのアムステルダム)。

グリーンピース・ジャパンは 1989 年に設立された。世界 27 カ国にグリーンピース団体を設立、42 カ国に事務所を置いている。世界の会員総数は 250 万人で、会員の会費のみで運営され、企業からの寄付や政府の補助金等は受けないことを理念としている (但し、政府・企業の支援はプロジェクトベースでは受けることがある)。

<http://www.greenpeace.or.jp/>

② WWF (World Wildlife Fund for Nature、世界自然保護基金)

WWF は、50 カ国以上に拠点をおき、100 を超える国々で活動する世界最大の自然保護 NGO の一つである。1961 年に、絶滅の危機にある野生生物の保護を目的としてスイスで設立され (本部はジュネーブ)、現在では、生物多様性の保全、絶滅危機

種の保護、森林や海洋の持続可能な開発の推進、地球規模の環境問題である気候変動や化学物質による汚染を食い止める活動を行っている。

WWF ジャパンは 1971 年に世界の 16 番目の拠点として設立され、すでに活動歴 35 年以上となっている。名誉総裁に皇室関係者をいただき、財団法人として日本でも最も大きな環境関係団体の一つとなっている（最大の環境団体は「日本野鳥の会」）。

<http://www.wwf.or.jp/>

③FoE (Friend of Earth)

かつては日本語では「地球の友」と呼ばれていたが、今は日本では「国際環境 NGO FoE ジャパン」と統一している。FoE は、1971 年に米国の環境運動家デビッド・ブラウアーが「国際的な環境保護ネットワークの形成」を提唱し、その呼びかけに応じて欧米の NGO により「Friends of the Earth インターナショナル (FoEI)」を設立した。その後、開発途上国、旧社会主義国からも参加を得て国際的展開をする NGO となった。現在は、アムステルダムに国際的拠点を置き、世界 68 カ国に 100 万人のサポ

ーターを持つネットワークとなっている。各国のメンバー団体は、それぞれ独立して活動するが、地球温暖化、森林破壊、途上国債務といったグローバルな課題に対して、協働アクションを取って活動している。

<http://www.foejapan.org/>

I. 森林：熱帯雨林／保護価値の高い生態系の破壊問題

問題：国際 NGO にとって、生物多様性問題の課題のうち最も力を入れて取り組んできた課題の一つは「熱帯雨林」の保護と海洋生態系の保護である。前者は木材、パーム油、大豆、バイオ燃料などの問題である。

例えば、現在、世界で処方されている薬のおよそ 40% は自然界から得られたものを元に行っている。内訳は、植物が 24%、微生物が 13%、動物が 3% である。また、熱帯林からは、それまで治療が難しいとされていた病気の特効薬がいくつも発見されてきている。熱帯林の研究はまだほとんど進んでいないので、その分、新しい特効薬発見の可能性が多く残されている。しかし、今のまま熱帯

の森が次々と失われてしまえば、その可能性も失われてしまうことになる（FoE ジャパン）。

グリーンピース・インターナショナルが作成した「原生林地図」（2006年）によると、人間活動によって分断されていない 500 キロ平方メートル以上の原生林は、地球の陸地部分の 10%以下になっており、森林の質が劣化しているという。FAO は「世界の森林面積は 39 億 5,206 万ヘクタールで、全陸地面積の 30.3%を占める。森林面積は 2000～2005 年間に 732 万ヘクタール減少している」としているが、上記グリーンピースのデータでは森林面積が FAO データの 3 分の 1 となっている。

WWF の「生きている地球指数」（世界の生物多様性の状態を示す指数）によると、1970 年から 2000 年に 40%も低下している。種の絶滅のスピードは 1 時間に 3 種にも加速しているという。

国際 NGO による熱帯林問題への取り組みは大きな成果を上げてきた。以下のように森林管理を持続可能なものであることを認証する FSC（森林管理協議会）、パーム油プランター

ション問題に取り組んでいる RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）、大豆問題の RTRS（持続可能な大豆生産に関する円卓会議）、鉱物資源開発がもたらす森林破壊問題への取り組みとして EITI（採取産業における透明性イニシアチブ）などがある。

1. 森林・木材・製紙問題

—— FSC（森林管理協議会）

持続可能な森林資源の活用に関する認証制度である。かつては木材や紙製品に付けられた環境等のラベルは 80 程あったとされるが、WWF が行った調査によると、その一部でも実証することができたのはわずか 3 つだけだったという。そこで WWF がイニシアチブを取り、環境 NGO、森林官、森林所有者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合、林産物認証機関など様々なステークホルダーの代表者が一堂に会して、3 年にわたり各国で協議を重ね、1993 年 10 月にカナダで設立大会が開催された。

すでに行われている認証活動の中から真に信頼に値するものを評価・認定するための機関として、25 カ国

130 人の代表者らにより、非営利の国際会員制組織（NGO）として FSC（Forest Stewardship Council、森林管理協議会）は設立された。

FSC 認証は大きく二つの形態がある。①森林管理の認証（FS 認証）は、管理されている森林／林地に適用される。②生産・加工・流通過程の管理の認証（Chain of Custody；CoC 認証）は、認証された林産物を通じその林産物の加工過程の経路が追跡できることを確かなものとし、完成した林産物が FSC 認証森林その他 FSC の定める基準を満たしたのから来たものであることを保証するものである。

これらの認証は、森林管理者が個人、グループに関わらず取得することができる。認証された森林からの製品は、生産・加工・流通過程（CoC）、つまりその製品の森林から店舗に至るすべての過程が確認できる場合のみ、FSC のロゴマークを付けることができる。

FSC は、森林管理あるいは製品の認証を直接行ってはいない。FSC は「原則」と「基準」を作成する機関で、認証作業は FSC 認定の認証機関

が行う。認証機関は、森林や木材製品の製造業者へ直接出向いて行き、審査や FSC 認証の発行を行う。FSC が認定した認証機関は、FSC の「森林管理のための原則と規準」に従い、森林の認証審査を行う。認証された森林には、その森林が継続して FSC の「原則と規準」に従っていることを確認するため、定期的な監査が入る。



**FSC Trademark(C)1996
Forest Stewardship Council
A.C.-FSC-SECR-0025**

森林管理認証は、2007 年 7 月 3 日時点で、世界 77 カ国、829 カ所、認証面積 8,862 万 7,308 ヘクタール。日本は 24 カ所、認証面積 27 万 6,433 ヘクタール。CoC 認証は、全世界で 5,810 件。日本は 443 件。国別では、

英国、米国について日本は3番目。アジアでは中国(304件)、ベトナム(119件)が続いている。

CSR報告書を見ると、最近では日本企業でも、FSC認証の紙を使用していると記述している企業が次第に多くなってきている。

<http://www.forsta.or.jp/>

2. パーム油プランテーション問題——RSPO

パーム油は現在の私たちの消費生活にますます密着してきており、需要を増している。

口紅、乳液などの化粧品、洗剤・石鹼、インスタント・ラーメン、チョコレート、パン、アイスクリーム等々、その用途はますます拡大し、植物性油の故に環境にやさしいと誤解され、使用はますます拡大している。

つまり、これらパーム油を使用している製品は広大な熱帯雨林を破壊することによってもたらされているのである。環境問題はすべてが繋がっていることを踏まえて考えなければならないのである。

パーム油プランテーションの開発

単位は、熱帯雨林最低3,000ヘクタールと言われる。パーム果実房の収穫後24時間以内に搾油する必要があるため、隣接して搾油工場を建設する。その工場の稼働のため日産600トン以上の収穫が必要となり、プランテーションの開発規模が広大となる。

原生熱帯雨林プランテーションの開発で80~100%の哺乳類、爬虫類、鳥類、その他菌類等が絶滅されると言われる。プランテーションの開発で、生息地を失った動物類(ゾウ、トラ、イノシシ、オランウータン等)が畑や人間を襲うトラブルも多発する。

また、プランテーション開発の名を借りた木材収奪(皆伐)も起こっている。さらに政府が法的に熱帯雨林を国有財産と宣言し、開発するため、数千年前からそこで定住してきた先住民は強制立ち退きを求められ、あるいは自分たちの生活圏である自給自足の森を失うという先住民の生活問題を引き起こす。さらに、安上がりな整地手段として森林の焼却処理を行う場合もあるため、森林火災が発生する。プランテーションの操業による環境汚染(土壌、河川、

作物への影響)も多く発生する。また、児童労働や強制労働、強力な薬品の使用による健康被害問題なども起こっている。

この問題に取り組むため、NGO のイニシアチブで「持続可能なパーム油のための円卓会議」(RSPO = Roundtable on Sustainable Palm Oil)が開催され(活動開始は2001年)、基準を作り、団体として設立(2004年)され、今では多くの企業が参加するようになっている。経過は以下のとおりである。

1997年に発生した森林火災がきっかけで、欧州でNGOが熱帯雨林破壊をとまなうパーム油企業の責任を追求したのにもない、2001年頃からWWFなどのNGOとパーム油企業との話し合いの動きが作られていき、プランテーション企業、加工業者、商社、消費財メーカー、小売、銀行、NGOなどマルチステークホルダーが参加して、マルチステークホルダー協議会が設立された。2003年に第1回円卓会議が開催され、2004年に正式に団体として登録された。とくにWWFは、企業との協働で持続可能なパーム油の模索に積極的に

アプローチし、RSPOの設立に貢献した。

その後、原則と基準の作成に向かい、2005年11月に「持続可能なパーム油のための原則と基準」(8原則、39基準)を策定し、基本方針として発表した。この時、プランテーション企業14社(マレーシア企業7社、インドネシア企業3社、コロンビア企業1社、ブラジル企業1社、ベルギー企業1社、パプアニューギニア企業1社)が2年間の実証期間中に実践すると表明した。原則と基準は自主的なもので、法的拘束力はない。そのためモニタリングが課題となる。

RSPOの8原則は以下のとおりである。

- 原則1: 透明性へのコミットメント
- 原則2: 適用法令と規則の遵守
- 原則3: 長期的な経済的・財政的実現可能性へのコミットメント
- 原則4: 栽培者及び加工業者によるベスト・プラクティスの利用
- 原則5: 環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全
- 原則6: 栽培者や製造・加工工場によって影響を受ける従業員及び個人やコミュニティに関する責任ある配

慮

原則 7：新規プランテーションの責任ある開発

原則 8：主要な活動分野における継続的な改善へのコミットメント

NGO の中でも、WALHI（インドネシア NGO）は持続可能なパーム油の開発は不可能との考えにより RSPO に参加せず。Sawit Watch は大規模プランテーションの開発には反対だが、パーム油の開発そのものには反対せず RSPO に参加するなど NGO の姿勢も多様である。NGO の主張は、放棄された土地を使った栽培によること、新規開発でなく既存のプランテーションの収穫高をあげることが主たるものである。

企業では、ミグロ社（大手スーパーマーケット・チェーン、本社スイス）は、RSPO の創設メンバーの一員で、持続可能なパーム油のための基本原則策定に大きく貢献した。2002 年、WWF スイスと協働して、パーム油の生産における環境社会基準を欧州企業として初めて策定した。同社が取り扱うパーム油については、生産するためのプランテーション開発が天然林の転換をともなっていない

こと、野生動物保護のための生息回廊を設置することなどをサプライヤーに確認する。外部調査機関のモニタリングを得た上で、基準を満たしているとして判定（英コンサル/NGO のプロフォレスト ProForest に委託）された同社販売製品には熱帯雨林を保護している旨のステッカーを貼っている。また、同社はマレーシアの United Plantation 社を環境に配慮したパーム油生産プランテーションと認定し、同社から供給を受けている。

この認証制度には、上記のようにトレーサビリティと検証システムが組み込まれているが、完全なる検証には難しいところもあると指摘されている。

参加しているのは、生産国（マレーシア、インドネシアなど）、購入国（主に欧州）から、プランテーション企業、加工業者（搾油・精油）、消費財生産者、小売業者、銀行・投資家、NGO（環境・自然保護・開発関連）などで、2007 年 8 月時点では、加盟会員は 89 団体、準会員 37 団体である。

日本企業で参加しているのは、三

菱商事、伊藤忠商事、不二製油、サラヤ、コープ・クリーン、ライオン、花王である。

<http://www.rspo.org/>

3. 大豆問題——持続可能な大豆生産に関する円卓会議 (RTRS)

大豆栽培は米国が主たる生産・輸出国だったが、現在では世界の大豆生産の60%が南米（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア等）である。ブラジル、アルゼンチン等での新規の大豆の生産には、アマゾンの熱帯雨林やセラーノのサバンナなど生物多様性の豊かな自然が相次いで大豆畑に転換されており、森林生態系の破壊、化学物質汚染、森林火災などによる生物多様性への脅威、先住民の権利侵害など、パーム油と同様の問題に直面している。

大豆の需要は EU、中国を中心に今後 20 年でさらに 60%伸びると予想され、南米で 2020 年までに約 2,200 万ヘクタールもの熱帯雨林とサバンナが畑に変わってしまう恐れがあると報告されている。

大豆の開発によって破壊されかね

ない環境を保全するための NGO のイニシアチブによって開始された国際的取組みが RTRS（「持続可能な大豆生産に関する円卓会議 = Roundtable on Responsible Soy」）である。

WWF が中心となって、2005 年 3 月に発足した。大豆の生産企業、農村労働者連合、欧州の生産者、小売業者、NGO、関係国閣僚等のマルチステークホルダーが参加している。

2007 年 5 月には、ブラジル（サンパウロ）で 50 団体が参加して RTRS の第 1 回総会が開催され、国際的枠組み作りが本格的にスタートした。財政的支援はスイス政府が行っている。枠組み作りの作業部会の調整役は英コンサル（NGO）のプロフォレスト社に委託されている。

この RTRS が動き出した背景には NGO のもう一つの活動が大きな契機を与えている。グリーンピースは 2006 年 4 月に『ファストフードや巨大アグリビジネスがアマゾンの破壊を加速している』とする報告書（『Eating up the Amazon』）を発表した。ターゲットをマクドナルドのチキン・マクナゲットに置き、欧州で

のマクドナルドの店からアマゾンでの生産現場までのサプライチェーンのトレースを行い、貴重な熱帯雨林のアマゾンを開発して生産された大豆が、英国へ養鶏用飼料として輸出され、そこで育てられた鶏肉が使用されているとする「森林犯罪」の産物とキャンペーンを行った。

この結果、06年7月、米穀物商社大手カーギル社などブラジル産大豆取引商社はアマゾンで新たに森林伐採し生産される大豆の購入の2年間停止（モラトリアム）を宣言。マクドナルドも協力を発表、RTRSの本格的推進の契機となった。

4. バイオ燃料問題

今後、バイオ燃料としてのトーマロコシ、パーム油、甘薯等の耕地拡大が予想されている。木材、パーム油、大豆に続き、バイオ燃料の生産への環境・社会的側面からの原則・基準が必要となってこよう。LCA（ライフサイクル・アセスメント）評価に基づくグリーン購入・調達の展開が必要となっている。

国際的に現在 NGO のイニシアチブで、木材(FSC)パーム油(RSPO)、

大豆(RTRS)に準拠した持続可能な開発についての基準つくりの動きが始まっている。日本ではNPO「バイオマス産業社会ネットワーク」等で検討されている。

5. 鉱物資源開発問題

鉱山開発による自然破壊として、鉱山からの廃液、テーリング（鉱滓）の処理、地下水の枯渇、酸性浸出水などによる汚染や健康被害などがある。操業中の鉱山の10%、および探査中のものの20%が保護価値の高い生態系とされる地域にある（世界資源研究所、2003年）と報告されている。また、鉱山開発はほとんどの所で先住民問題が告発されている。

これに取り組むための対応として、以下のものがある。

(1) 1998年に金属メジャーがGMI（グローバル・マイニング・イニシアチブ）を立ち上げ、持続可能な開発のための実践的な議論を開始。2002年に9の行動計画を含む「トロント宣言」を採択、GMIの活動を引き継いで設立されたICMM（国際金属・鉱業評議会）は2003年に基本原則を策定。

(2) 2002年9月、ヨハネスブルグ・サミット(WSSD)で、鉱業活動における環境・社会的影響に関するWSSD実施計画を採択。

(3) 2003年「採取産業における透明性イニシアチブ(EITI: Extractive Industries Transparency Initiative)」が英国政府主催で開催された。企業、国際機関、投資家、NGO等のマルチステークホルダーが参加し、EITI原則と基準が採択された。

(4) WWF オーストラリアは鉱山サイトの認証制度の可能性について研究中と報じられている。

6. 違法伐採問題——フェアウッド・キャンペーン

森林の違法伐採問題に取り組むNGOの活動は90年代始め頃から具体的に始まっている。アフリカ、アジアで独裁政府や反政府軍が森林資源を違法伐採し、その売却資金を独裁的支配者の個人資産として着服したり、反政府軍が違法伐採した木材を売却して武器を購入する資金源としていることなどが英NGOのグローバル・ウィットネスなどが告発してきた。そうした動きを受けて、国

際機関や地域機関(EUなど)、G8などが声明や行動計画を出すなどしてきた。

その中で、NGOの取り組みとして「フェアウッド・キャンペーン」がある。

企業によるグリーン調達促進の一環として違法伐採などの木材を拒否し、持続可能な木材の採用を促進するためのキャンペーンである。世界に残された貴重な森林生態系を保全し、持続可能な森林管理を支援するため、社会全体での取り組みを進め、とりわけ木材や紙の購入者や企業に対して以下の行動を呼びかけるキャンペーンである。

①木材や紙のグリーン調達を推進すること

②そのために、木材や紙のサプライチェーン・マネジメントを行い、持続可能な森林管理が行われるよう購入者として要望すること

同キャンペーンはFoEジャパンと(財)地球・人間環境フォーラムが事務局となっている。経過は次のとおりである。

違法伐採問題は持続的森林経営にとって大きな脅威となっているため、

2002年4月、東京で生産国・消費国のNGO、研究者、企業、政府関係省庁等の参加を得て「違法伐採円卓会議」が開催された。

同会議では、持続可能な森林経営と環境に配慮した木材の利用推進等の必要性について議論し、木材輸入国の消費者をはじめ木材関係者に対し広く普及啓発することが重要であるとの認識を得た。そこから、「フェアウッド・キャンペーン」が開始された。

フェアウッドの活動目的は：

- ①消費者等に対し輸入木材の出自について考えるための情報を提供すること、
- ②違法伐採材や不法に輸入された木材を排除するための枠組み等必要な情報を提供すること、
- ③グリーン購入法に照らし木材を見直し、環境に配慮した木材の利用を促進すること、
- ④持続可能な森林経営の実現に向けて意見交換すること、
- ⑤森林認証、木材認証等に関する情報を提供すること。

インドネシアなど各国でもフェアウッドが推進されている（インドネ

シアでは、Forest Watch Indonesiaがフェアウッド推進フォーラムを推進）。

また、両NGOは、「合法性/持続可能性証明木材の促進事業」プロジェクトを開始（情報センターとして「フェアウッドセンター」の設置）。対象は日本と、供給国としてはインドネシアとマレーシアをターゲットとし、現地NGOなどの協力を得ながら進める。

7. 日本のNGOの活動 —— 木材・紙製品のグリーン調達

木材・紙製品問題への取り組みとして、日本のNGOは以下のような活動を行っている。

(1) 2004年、日本の環境NGO5団体（グリーンピース・ジャパン、FoE、WWF ジャパン、地球・人間環境フォーラム、熱帯林行動ネットワーク/JATAN）は、2004年に「森林生態系に配慮した紙調達に関するNGO共同提言」を、2006年2月には「森林生態系に配慮した木材調達に関するNGO共同宣言」を発表した。

企業や自治体等行政機関を対象に

6 つの指針に沿った調達方針、数値目標を含む行動計画（アクションプラン）となっている。方針は：

- ①製品取引の種類・量・使途の情報を管理する。
- ②木材原料の加工・流通・貿易における環境・社会・経済面のすべての関連法規の合法性の確認。
- ③保護価値の高い森林からの生産の回避。
- ④地域住民や利害関係者との対立や紛争を起こしているものの回避。
- ⑤元来の生態系に重大な影響を与えるものの回避。
- ⑥森林認証製品／原料の利用といった内容を含む調達方針を作成・公表する。独立した第三者機関によって審査される信頼される森林認証制度の利用を目指す。

グリーン調達法にともなう調達は合法性（コンプライアンス）の確認のみであるが、NGO はそれを超える CSR を求めている。

共同宣言発表の時に、主要団体・企業に対してアンケート調査を実施、その結果を発表している。また、JATAN は日本企業の木材・紙調達方針を策定している企業について調査

し、HP に掲載・紹介している。また、FSC 認証熱帯林から木材・木材製品の供給を増やす会員制度である「トロピカル・フォレスト・トラスト（TFT）」への企業の参加を呼びかける活動も行っている。JATAN は森林保全の活動をする NGO として 1987 年設立。

（2）2005 年 7 月に NGO と企業 20 社以上が参加して「森林生態系に配慮した紙製品の調達に関する検討会」を立ち上げた（4 回会合）。こうした NGO 等の動きを受けて、紙製品について CSR 調達方針を策定・公表する企業も増えてきた（リコー、伊藤忠、キャノン、富士ゼロックス、王子製紙、アスクル、三菱製紙、日本製紙、等）

（3）日本グリーン購入ネットワーク（GPN）は、印刷用紙の改訂ガイドライン発表（2005 年 10 月）。それまでは、紙のグリーン調達は古紙の再利用のみが対象であったが、再・未利用材、それにバージンパルプについても、合法かつ森林認証制度（FSC）により環境に入りしたものの利用促進を行なうためのもの。

（4）日本のグリーン購入法の活

用により、政府調達に合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の調達措置を導入した（2006年）

（5）WWF ジャパンは、使用する木材や紙の原料がどこの森林から伐り出されたかを確認し、それを確実にトレースすることで生態系に配慮した木材製品や紙を扱うことを促す「責任ある林産物の調達」の策定を提案。そのためのガイドブック『責任ある林産物の購入』の改訂版（2007年版）を発行（初版は2004年）。木材などの購入を通じて企業や公共団体が社会的な責任を果たすため、CSR購入方針の立て方や具体的な木材に関する情報（樹種、原産地、取引量）の確認方法を解説したものの。

8. ダイヤモンド・宝飾業界と NGOの取り組み

（1）ダイヤモンド——キンバリー・プロセス認証制度

アフリカなどでは内紛を巡ってダイヤモンド産地が紛争の中心地となり、それらダイヤモンドを闇ルートで販売した資金で武器を調達することが行われている。こうした動きを

NGOのグローバル・ウィットネスやアムネスティ・インターナショナルなどが告発した。

これを受けて、2000年にキンバリー・プロセスと呼ばれる紛争地のダイヤモンドの闇取引を禁止する運動がはじめられ、国連決議へと繋がっていった。こうした闇ダイヤモンドでないことを認証する「キンバリー・プロセス認証制度（KPCS）」が2002年に発足した。〔映画『ブラッド・ダイヤモンド』はこの認証制度を背景にして描かれている〕

（2）宝飾品（金等貴金属・宝石） 問題——「No Dirty Gold」 キャンペーン

米NGOのアースワークス（EARTHWORKS）とオックスファム・アメリカの共同による「No Dirty Gold」という宝石業界へのキャンペーンが行われている。米国の貴金属・宝石関連企業に対して責任ある金のためのルール（Golden Rules）を発表。消費者には「ダーティ・ゴールド」（破壊的な開発により生産された貴金属）を買わないこと、関係企業には「ルール」へのコミットメント（参加）を求めるキャンペーンで、

大きな成果を上げた。

「ルール」にコミットした企業は、Tiffany, Signet, Fortunoff, Cartier, Helzberg Diamonds, Piaget, Van Cleef & Arpels, Zale, Turning Point, Michaels Jewelers, Fred Meyer Jewelers など。

(3) 2005年8月、宝飾関係企業43社はNGOとして「責任ある宝飾のための協議会」を設立。ダイヤモンド、金などの宝石類が倫理的な責任ある手法で生産されたものであることを保証し、信頼性を高めることを目的とする。2006年3月に「ルール」を採択。

(4) 2006年、世界の宝飾品企業8社(Zale, Signet, Tiffany等)は環境・社会に問題のある生産を行った金を取り扱わないことを誓約、鉱山会社に対してより責任ある方法により金を生産することを呼びかけた。

9. その他森林資源保護に関する各国でのNGOの主な取り組み

(1) カナダ：グリーンピースの『原生林破壊買いますか?』キャンペーン(1999

年)

カナダの伐採対象の90%を原生林が占めている。大部分が大規模な皆伐。先住民の土地利用権に対する主張を解決しないまま政府は木材大企業に伐採認可を与えている。

(2) オーストラリア(タスマニア)：地元 The Wilderness Society のキャンペーン(1999年)

樹齢100年以上の温帯雨林のオールドグロスの天然林が毎年2万2,000ヘクタール伐採されている。製紙用チップで大部分は日本へ。これに反対するキャンペーン。

(3) 米国：国際温帯雨林ネットワーク(WTRN)のキャンペーン

米太平洋岸(カリフォルニア～アラスカ)に広がる沿岸温帯雨林の伐採に反対。貴重な生態系と先住民保護。アラスカ南東部の雨林の質の高い木材は日本へ輸出。この40年間に70%の原生林が伐採により喪失。

(4) NGOのメタフォー(Metafor/持続的な木材の利用を推進するNGO)と異業種11社が「ペーパーワーキンググループ」(紙調達に関する

るワーキンググループ=PWG)を設
置。

原生林産の紙調達を排除するた
めの方法の開発や情報交換を行っ
ている。参加企業はヒューレット・パ
カード、ノーム・トンプソン(通販)、
ナイキ、スターバックス等。

PWG では EPAT (Environmental
Paper Assessment Tool) という評価ツ
ールを開発。企業は紙の供給企業に
対して調査票を送り、森林認証や原
生林産の有無や比率など製品ごと
に詳細に調査、スコア化して、スコ
アの高い製品を購入するなどの取
組みを行っている。

その後、原生林産の紙や木材を使
用しないと公表する企業が多数登
場(欧米のハイテク企業、文具、化粧品
企業等)

(5) 『森林回復へのロードマッ プ——世界に残された手つ かずの森林』報告書

これまで森林を示す世界地図では
どの森林が手つかずのまま残っ
ているのか、またどの森林がどれだけの
ダメージを受けているのか、正確に
理解できるものはなかったが、グ
リーンピースは、最新衛星画像と地図

作製テクノロジーやデータを用い、
生態学的に重要な原生林地帯を明
らかにする史上初の精密な世界地図を
公表した(2006年7月発行)。

II. 海洋生態系・動物保護問題

1. 漁業資源問題

——海洋管理協議会(MSC)

海洋の漁獲状況を推定できる 441
種・種グループのうち、漁獲増の余
地があるものは23%、生産限界に達
しているもの52%、過剰漁獲または
枯渇状況のもの24%(FAO調査)と
いう。「人類はこの50年間に海洋性
の大型捕食性魚類(マグロ、カジキ、
メカジキ、サメ、タラ、オヒョウ、
カレイなど)の少なくとも90%を取
り尽くしてしまった」と『Nature』
誌(2003年3月号)は報告している。

また、過剰漁業または枯渇してい
ると評価された魚種の割合は1970
年代半ばには10%だったが、2000
年代前半には25%に増加した。と
くに最新技術を備えた大型トロール
船や延縄漁船による広範な操業が大
きなインパクトを与えているとい
う。さらに、「違法・無報告・無制限

(IUU) な漁業が世界の海域で横行し、問題化（便宜置籍船による）している。

この他に、養殖魚による自然生態系の破壊、水質汚染、野生種への影響、寄生虫発生等の問題も深刻化している。

こうした問題への取り組みとして、以下のものがある。

(1) FAO の「責任ある漁業のための行動規範」(1995 年)

FAO は NGO の指摘を受けて上記「行動規範」を策定した。とくに 4 分野（海鳥、サメ、過剰漁獲能力、IUU 漁業）で国際行動計画（IPOAs）を採択している（ただし、自主実施ガイドライン）。

ただし、NGO が指摘する問題点は、漁業資源の情報不足、各国の政策の欠如、国際貿易の責任ある原則と規則の欠如、協力関係・意識等の欠如などにより大きな課題に直面している。

(2) MSC（海洋管理協議会）認証制度（Marine Stewardship Council）

1997 年に WWF とユニリーバが漁業の持続可能性を反映させた市場プ

ロジェクトとしてエコラベル的な認証事業を目指して開発。その後 2 年間ユニリーバが取り組んだ後 NGO として別団体として独立し、原則と基準を策定した。ただし、MSC は基準策定機関で、認証は MSC が認定した認証機関が MSC の基準に基づき審査の上行う。



グリーンピース英国は「持続可能な海産物調達方針の有無」などの基準に基づきスーパーの評価を行い、消費者に影響を与え、MSC の推進に影響を与えた。また、ウォールマート（大手スーパー・チェーン、本社米国アーカンソー）は、2006 年 2 月に、今後 3 年以内に、持続可能な漁業であることを認証された漁業からの魚介類だけを取り扱う方針を発表した。ミグロ、センズベリー、マーク&スパンサーなどが積極的に取り組んでいる。

2007 年 3 月末時点で欧州を中心に 24 の漁業が認証を獲得、MSC 認証

水産物を扱う企業は 433 社、MSC ラベル付き水産物は 500 以上、製品としては 1,000 以上が販売されている。日本では加工・流通段階業者の認定として、築地の仲卸の亀和商店が 2006 年に MSC 認証を獲得（アラスカ産サーモン等）。また、漁業での日本最初の認定として京都府機船底曳網漁業連合会（舞鶴市民）のズワイガニ漁とアカガレイ業が認証審査中という。小売店では、イオン、西友、特定の生協などで販売している。

2. 野生生物保護

野生生物保護運動としては、国際的には捕鯨がある。また、野生動物保護運動は各国に必ず存在し、それぞれ独自に取り組んだ活動を行っている。

(1) 鯨保護

絶滅危機種の「鯨類保護」を求め、国際的動向に抵抗する、日本の「捕鯨『産業』保護」の姿勢に対して国際的に批判が高まっている。とくに NGO グリーンピースは海洋生態系保護キャンペーンの一環としてクジラ保護のキャンペーンを継続的に行なっている。

現在の「くじラブ」(Whale love) キャンペーンは希少哺乳類の鯨保護と産業としての捕鯨保護問題とを若者向けに分かりやすく展開している。さらに 07 年秋からは、ザトウクジラの回遊を追跡するウェブサイト「クジラ海道」を立ち上げている。「クジラ海道」ではこの時期に南極海を目指し回遊するとされる南半球のザトウクジラの動きを、世界中のだれもが衛星を通し、ほぼリアルタイムで見ることが出来る

(2) 野生生物 —— 「トラフィック・ネットワーク」運動

野生生物の過剰消費や違法取引を監視する運動。WWF と IUCN (国際自然保護連合) が共同で設立した。野生生物の取引を監視する国際機関の役割を果たしている (2007 年夏にキャンペーン実施)。

III. 金融・融資機関問題

世銀、IMF、アジア開発銀行などの国際金融機関をはじめ、各国は開発途上国の開発協力などの観点から融資・援助を行う政府融資機関や民間金融機関に対して、一定の環境社

会的側面の基準に沿った融資方針を
求める動きが NGO から目立ってき
ている。これら巨大な融資機関の決
定によって生態系の破壊をともなう
開発が進められる恐れが非常に大き
いからである。

主な取り組みとしては以下のもの
がある。

(1) 国際 ECA 改革キャンペーン

ECA (Export Credit Agencies) は、
政府が保証する資金や保険を海外
(特に、財政的・政治的にリスクの
大きい開発途上国) で事業を行う私
企業に対して提供する公的機関であ
る。日本では国際協力銀行 (JBIC)
の行う国際金融等業務が ECA とし
ての役割を担っている。

ECA が支援する民間投資プロジ
ェクトは、開発途上国における大規
模な工業・インフラ事業において非
常に大きな割合を占めている。一方
で、大多数の ECA は最近になってよ
うやく環境政策を採用したばかりで
あり、その内容はまだ不十分である。
そのため、世界銀行グループや国際
金融機関が援助を見送るようなリス
クの大きい事業へも資金援助を行う

ことが多く、これらの事業による環
境社会的影響は非常に深刻なものとな
っている。

たとえば、ECA は温室効果ガスを
排出する発電所や大規模ダム、採掘
事業、原生の熱帯雨林での道路開発、
石油パイプラインなどにも資金援助
を行っているケースがある。これら
の事業は環境的、政治的、社会的、
文化的影響に関してリスクが大きい
ことから、ほとんどの場合、ECA の
資金援助がなければ成り立たない。
したがって、こうした事業による悪
影響を防ぐためには、ECA を改革し、
環境政策を充実させることが重要な
課題となってくる。

1998 年 3 月、ドイツのメセムに 46
カ国 163 の NGO が集まり、ECA 改
革に取り組む国際キャンペーン
(ECA Watch) を旗揚げした。その
後 2000 年 5 月には ECA 改革キャン
ペーンの方針を定めたジャカルタ宣
言を採択。日本からはこの国際キャン
ペーンに FoE ジャパンが参加した。

(2) 「鉱物資源採掘プロジェク
トへの世界銀行グループ
の関与に関するレビュー
(EIR)」

世界銀行は、2000年（プラハ年次総会）に採掘産業における世銀の役割の検証を約束した。2001年に世銀は独立した機関を設置して「鉱物資源採掘プロジェクトへの世界銀行グループの関与に関するレビュー（Extractive Industries Review = EIR）」を開始し、検証している。政府、NGO、関係コミュニティ、労働組合、産業界、国際機関等のマルチステークホルダーを巻き込んで実施している。2003年に最終勧告を提出した。

世銀は2004年に同報告書への回答書を公表した。これらに対する各国政府の参加率は高くなく、カナダ、英国、ペルー、チリなど特定国に留まった。NGOはEIRに対する世銀の勧告は非常に弱められていると批判している。

（3）赤道原則

2003年6月、7カ国の商業銀行が自主的な環境原則として「赤道原則」を採択（07年に改訂）した。5000万米ドル以上のプロジェクト・ファイナンスに対しては環境・社会的配慮方針に従い融資する原則の採択である。2006年3月時点で41行（輸

出入信用機関を含む）が参加している。

日本からは、みずほコーポレート銀行（2003年）、東京三菱UFJ銀行（2005年）、三井住友銀行（2006年）が参加した。

（4）シティグループの融資方針として、RAN（Rainforest Action Network）との協働で、保護価値の高い生態系の転換や劣化をとまなう案件に対しては原則融資を行わない、違法伐採対策を厳格に行うなどの融資方針を採択している。

（5）オランダの大手銀行4行（ABNアムロ、ラボバンク、フォルティス、ING）は、2001年に環境・社会的側面に配慮しないパーム油プランテーションへの融資を止める（あるいは制限する）ことを決定した。同決定は、グリーンピース・オランダ、オランダのFoE（Milieudéfense）、インドネシアのNGO（Sawit Watch Indonesia）によるキャンペーンが成功したものである。

（6）世銀は「採掘産業の透明性イニシアチブ（EITI）」に参加を表明（2003年12月）。

（7）世銀はWWFと協働して、

2010 年までに地球上の森林伐採の割合を 10%減らすなどの具体的目標掲示作業に取り組んでいる。

(8) 日本: JBIC 環境融資ガイドラインの策定への NGO の参画

「国際協力銀行」(JBIC)は、日本の対外経済協力を実施する金融機関として国際的に大きな影響力をもっている(融資額は年間 2 兆円弱に上る世界最大の金融機関)。JBIC が融資・支援する開発プロジェクトが現地の人々や環境に被害を与える事例が起こっているが、こうした問題を引き起こさないための一つの方法として、JBIC は「環境社会配慮ガイドライン」を策定し、2003 年 10 月 1 日より施行した。ガイドラインの策定にあたり、FoE ジャパンを中心として、「NGO・市民連絡会」を発足させ、透明性の確保や環境アセスメントの強化など具体的に様々な提言を行った。その結果、JBIC のガイドラインは、世界的にも最高水準のものに仕上がったといえる。

しかし、NGO はガイドライン施行後もモニタリングを続け、適切な運用が行われていない融資のケースが

後を絶たないとして、様々な形で適切な運用を JBIC に対し求めている。

(9) 環境・社会的配慮を優先して行なうプロジェクトに融資するソーシャル・ファイナンスを行う銀行が 21 世紀にはいって優れたパフォーマンスをしており注目されている。

IV. その他の主な NGO のキャンペーン

(1) WWF のクライメート・セイバーズ・プログラム

WWF が先進的な環境対策を進めている世界の企業に対し、積極的な温室効果ガスの排出削減を呼びかける取り組み。企業と協力し、気候関連のビジネスは利益の上がるビジネスであることを実証していく。

WWF と企業がパートナーシップを結び、企業の排出削減の計画(数値目標の設定)とその実施を WWF との合意の上で行っていくプログラムである。企業は WWF との対話を通じて削減目標を掲げ、温室効果ガス削減目標とその実行を WWF と第 3 者認証機関が検証する。

このプログラムへの参加企業は、

現在、国際的にはジョンソン&ジョンソン、IBM、ポラロイド、ナイキ、ラファージュ、コリンズ、ザンテラ・パークス・アンド・リゾート、キャタリスト、ノボ・ノルディスク、テトラパックが参加している。日本企業では、佐川急便とソニーが参加(全世界で合計 12 社が参加)。

企業はこのプログラムに参加すると、温室効果ガス削減に関する最新情報の提供を受けられる、企業としての信頼性向上、WWF のネットワークの活用などのメリットが得られる。WWF のネットワーク活用とは、WWF は 500 万人のメンバーを持っていること、気候変動プログラムは 25 カ国を超える国の代表から成るグローバルなチームにより展開されている。このため本プログラムを通じ、例えば IBM と WWF 英国は従業員教育プログラムを作成し、IBM の多くのスタッフが家庭で使う電気を自然エネルギーによる発電に切り替えたなどのケースがある。

(2) グリーン電力とゴールドスタンダード

京都議定書が定める「クリーン開

発メカニズム (CDM)」は、途上国における CO2 排出量を減らすプロジェクトに投資する手法の一つであり、「ゴールドスタンダード」はこのようなプロジェクトを行う先進国に対しクレジットが与えられる制度として、WWF のイニシアチブで開発されてきたクレジット認証制度(世界の環境 NGO40 団体が参加)である。

NGO は、プロジェクトへの投資機関の協力を仰ぎながら、各国政府が炭素排出量の多いプロジェクトへの投資には財政的リスクを伴うことを認識するよう、そして、炭素排出量の少ない、あるいはまったく排出しないプロジェクトに投資するよう働きかけを行う。

ゴールドスタンダードの審査スクリーンは 3 点で、①プロジェクトが再生エネルギーか、エネルギー効率改善プロジェクトのいずれかであること、②追加性があること(そのプロジェクトが CDM がなかったら実施されたかどうか、そのプロジェクトがなかった場合に比べ確実に温室効果ガスの削減がなされたか)、③プロジェクトが地域コミュニティの持

続可能な開発への貢献となっているかどうか。

FIFA のドイツ・ワールドカップでの「グリーンゴール」(温室効果ガス排出量ゼロ「気候ニュートラル」を目指す)で、本キャンペーンを活用した。

(3) レッドリスト「絶滅のおそれのある野生生物のリスト」

2006 年、IUCN (国際自然保護連合、本部はスイスのグラン) は、世界中の絶滅の恐れのある動物をリストアップした「絶滅のおそれのある種のレッドリスト (通称: レッドリスト)」の最新版を発表。最も絶滅の恐れが高いとされる、3 つのカテゴリーに、動植物合わせて 1 万 6119 種が記載されている。

現在、日本の環境省も日本独自のレッドデータブックおよびレッドリストを作成しているが、これらも IUCN (国際自然保護連合) のレッドリストの評価基準に基づいて作成されている。

日本自然保護協会と WWF ジャパンは、1986 年に独自の植物版レッド

データブック『我が国における保護上重要な植物種の現状』を発行した。これが日本で初のレッドデータブックである。環境省 (当時、環境庁) が初めての日本のレッドデータブックを作成したのは 1991 年である。

(4) 外来種問題

WWF ジャパンなど日本の環境団体は、外来種問題に対する法改正を働きかけている (2007 年現在)。特に強く要求しているのは、持ち込まれた外来種が問題を起こしてから駆除などの対応を行うのではなく、侵入を防ぎ、被害を未然に食い止める「予防原則」を徹底すべきだという点である。

また、2004 年に WWF ジャパン等の環境団体は独自の暫定版リストを作成し、特定外来種の選定に厳しい姿勢で臨むことを環境省に求めた。同リストには、明らかな影響を及ぼしている外来種はもちろん、予防の側面を重視し、今後影響が心配される種を含めた約 400 種の動植物の名前が記載されている。第一次指定種の決まった 2005 年 1 月には、生態系への懸念がありながらも指定にもれ

た外来種の多さを指摘し、第二次指定種の選定を迅速に行うよう要請している。

(5) WWF の「グローバル 200」
キャンペーン

WWF は、世界で進む環境の破壊をくい止め、未来に生物の多様性を引き継いでゆくため、「グローバル 200」の保全を求める活動を行っている。「グローバル 200」は、WWF が世界中から選び出した 200 (現在は 238) の代表的かつ重要な自然環境のことである。大きく、陸域、淡水、海洋の三つに分かれており、世界各地でどの地域の、どのような自然を優先的に保全するべきかを明らかにしたもの。

例えば、東アフリカのサバンナや、コーカサス・アナトリアの温帯林といった「エコリージョン」を指定している。それぞれ複数の国にまたがって広がっている。また、北海のように、たくさんの国の沿海であり、同時に豊かな漁場として欠かせない海域や、アマゾン川流域のように、単に水面だけでなく、川の周辺環境をも合わせ含めた、広大なエコリー

ジョンもある。

(6) 「中・長期目標のもとで、抜本的な政策導入で京都議定書
目標の達成を！」合同宣言

2006 年、環境エネルギー政策研究所 (ISEP)、「環境・持続社会」研究センター (JACES)、気候ネットワーク、グリーンピース・ジャパン、地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)、CAN・JAPAN、FoE ジャパン、WWF ジャパンの 8 環境 NGO は、表記の合同声明を発表した。

(7) グリーンピースのエネルギー・レ[エ]ボリューション

グリーンピース・インターナショナルと欧州自然エネルギー協議会 (EREC) は、2007 年 1 月、『エネルギー[r]e ボルーション——持続可能な世界エネルギーアウトック』

(Energy [r]evolution : A Sustainable World Energy Outlook) を発表、自然エネルギーで 2050 年までに CO2 排出を半減できることを示す報告書の発表と提言を行った。

『エネルギー[r]e ボルーション』は、2050 年までに世界の一次エネル

ギー需要の半分を自然エネルギーでまかなうことにより、二酸化炭素 (CO₂) の排出量を 2000 年レベルから半減しつつ、エネルギーの安定供給と世界経済の着実な発展が可能であるとし、また原子力発電の段階的廃止と化石燃料消費の大幅削減も実現できることを示している。CO₂ を回収して地中や海洋に捨てる、いわゆる貯留も不要。調査と分析にあたったのは、ドイツ航空宇宙センター (DLR) をはじめ各国の研究者、エンジニアなど約 30 名。このうち日本についての調査分析は、環境エネルギー政策研究所 (ISEP) が担当した。

本報告は、その後の IPCC の第 4 次報告書の発表や地球温暖化の加速化の傾向が顕在化するに従い、ますます注目される提案となってきた。

(8) ツール・フード・ガイド・キャンペーン (遺伝子組み換え食品反対)

グリーンピースは 2006 年末から、「遺伝子組み換え原料を使っていない食品」を広報する「ツール・フード」キャンペーンを開始した。企業による不使用、政府の規制導入を求めるもの。同時に「環境とわたし

たちの健康をまもることにつながる食品」であること、「持続可能な農業を応援する食品」であることを広報する。消費者の関心が高く、高い反響があった。2007 年 11 月末以降は明治製菓のチョコレートターゲットに『そのチョコ Matta (待った)』キャンペーンを行っている。

(9) ライオンの洗剤「トップ」の CM と地球環境大賞受賞
大規模なパーム農園を映し出し、植物原料 (パーム油) を使用しているため環境にやさしいというメッセージを伝えるライオン (株) の洗剤「トップ」のテレビ CM の表現に、多くの NGO から「待った」の声が掛かった。

FoE ジャパン、地球・人間環境フォーラム、日本インドネシア NGO ネットワーク (JANNI) など 8 団体が、2007 年 4 月、ライオンに対し、①「パーム油を使用しているから環境にやさしい」という表現を改めること、②パーム油の原産地情報および環境社会影響を公表すること、の 2 点を求めた要請書を提出した。

ライオンは、同商品はパームやし

から採れる植物油脂（パーム油）など植物原料の比率を約4分の3に高めたことで、製造から消費、廃棄までの過程におけるCO₂排出量を90年比で47%削減したとしている。

パーム油プランテーションの急速な拡大は、東南アジアにおける森林減少の要因の一つとされており、大規模な森林生態系の転換、用地取得に伴う地元住民の権利の侵害、不適切な農薬の使用による水質・労働者の健康への影響、低賃金・危険作業等の労働問題、それに生物多様性への影響などの環境・社会問題を生じさせている。一方で、生産企業や消費企業、NGOもメンバーとなっている国際組織RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）により、持続可能なパーム油のための原則と基準も策定されている。

一方、現在、日本政府は、温暖化防止という観点から、50万キロリットル（原油換算）のバイオマス輸送用燃料の導入を見込んでいるが、この大部分（90.8～92.8%）は輸入され

るという試算もある。パーム油も有力なバイオマス燃料原料の一つであり、需要の急速な拡大が見込まれる。今後、これらの植物資源の生産地における環境・社会的影響の配慮、持続可能な生産と利用について、輸入側も含めた議論が必要となる。

しかも、このライオンの「トップ」がフジサンケイグループ主催の「地球環境大賞顕彰制度」で大賞を受賞した。この点も環境（生態系）は“つながり”として把握すべきだとして、NGOから批判を浴びた。但し、この顕彰制度の審査員にはWWFも入っており、WWFのチェック体制も批判されることになった。

注：

1. IPCC 第4次報告書『気候変動に関する政府間パネル第四次評価報告書』の日本語訳は気象庁ホームページにある。
2. 山本良一『地球温暖化地獄』ダイヤモンド社、2007年10月[この項での指摘の多くは同書に負っている。